

令和6年8月27日招集

第4回天草市議会（定例会）議案書

（その2）

天 草 市

令和6年第4回天草市議会（定例会）議案
（その2）

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第8号	専決処分事項の報告について	令和6年 8月27日		

報告第 8 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 27 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事件発生日時 令和 4 年 9 月 16 日（金曜日）
午前 9 時 40 分頃
- 2 事件発生場所 天草市牛深町 1 4 4 1 番地先路上、1 6 3 7 番地 8 先路上及び 1 6 3 7 番地 3 先路上
- 3 和解の相手方 天草市在住者
- 4 事件の概要 上記日時及び場所において、本市職員が相手方車両に自家用車を衝突させ、相手方に傷害を負わせた。
- 5 損害賠償の額 1, 574, 826 円（相手方身体的損害賠償分）
- 6 和解内容
 - (1) 天草市は、相手方に対し、本件事件による損害賠償債務（人身）として、既払金 227, 660 円のほかに金 1, 347, 166 円の債務があることを認める。
 - (2) 天草市は、相手方に対し、合意した 1, 347, 166 円を令和 6 年 9 月 13 日限り、相手方の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、天草市の負担とする。
 - (3) 天草市及び相手方は、示談書に定めるほか、本件事件の人身損害に関して、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。